

平成29年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成29年3月8日（水曜日） 午前10時00分開議

第 1 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

第 3 議案第 1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定について

追加日程第 1 議案第 1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

第 4 議案第18号 平成29年度中頓別町一般会計予算

第 5 議案第19号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算

第 6 議案第20号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算

第 7 議案第21号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算

第 8 議案第22号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計予算

第 9 議案第23号 平成29年度中頓別町下水道事業特別会計予算

第10 議案第24号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計予算

第11 議案第25号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

1番 佐藤奈緒君	2番 長谷川克弘君
3番 西浦岩雄君	4番 宮崎泰宗君
5番 細谷久雄君	6番 東海林繁幸君
7番 星川三喜男君	8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林生吉君
教 育 長	田邊彰宏君
総 務 課 長	遠藤義一君
総 務 課 参 事	長尾 享君
総 務 課 主 幹	野露みゆき君
総 務 課 主 幹	工藤正勝君
総 務 課 主 幹	庵 日鶴君

総務課主幹	笹原 等 君
産業建設課長	平中 敏志 君
産業建設課参事	山内 功 君
産業建設課参事	藤田 徹 君
産業建設課主幹	永田 剛 君
産業建設課主幹	千葉 靖宏 君
産業建設課主幹	土屋 順一 君
産業建設課主幹	多田 優彦 君
保健福祉課長	吉田 智一 君
保健福祉課主幹	山田 美緒子 君
保健福祉課主幹	神田 節子 君
教育次長	青木 彰 君
会計管理者	矢上 裕寛 君
国保病院事務長	小林 嘉仁 君
認定こども園長	遠藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井 秀一 君
議会事務局書記	田辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。

（午前10時00分）

◎同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第1、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、小野洋一。

小野さんにつきましては、平成14年5月29日から今日まで5期15年にわたってこの委員の職についていただいております。本年5月28日で現任期が満了いたしますが、小野さんの固定資産評価に関する高い識見を認め、再度再任をいただきたく提案をさせていただきますので、ご同意を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎同意第2号

○議長（村山義明君） 日程第2、同意第2号 副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、遠藤義一。

遠藤さんの略歴等についてご説明をさせていただきたいと思います。副町長として平成29年4月1日から選任したくという考え方を持っております。遠藤さんは、昭和55年3月に国土舘大学文学部を卒業された後、中頓別町の職員として採用されて、主に教育委員会、社会教育分野でのお仕事をされて、地域の住民の皆さんにも大変深いつながりを持ちながら信頼を得ていたところでもあります。平成15年1月に旧枝幸町 歌登町、そして浜頓別町、本町の4町による任意の合併協議会が設立されたときにその事務局職員として担任され、翌年3月1日からは浜頓別町、猿払村と3町で設立した法定の合併協議会の事務局長という大任を平成17年2月28日まで担われております。その後役場に戻って、総務課参事、平成20年1月からは総務課長、平成24年4月からはまちづくり推進課長、そしてまた平成27年10月からは総務課長としてその役職についていただいております。行政経験が豊富で、職員からの信頼も厚く、この方を選任したく同意を求めるものであります。ぜひご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 副町長ということで今の庁舎内からの人選ということになるわけですが、これ同意された場合は一応退職をされるということになると思うのですが、この退職の取り扱いについてはどうなるのでしょうか。当然普通退職という形だと思うのですが、間違っても早期退職というようなことはないか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 普通退職の取り扱いとなります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 人選に関してなのですが、今回の人選に当たって過去の処分前歴などについては考慮されたでしょうか。懲罰に関してはなしというふうになっていきますけれども、本町の職員ということですから、過去に受けた懲戒処分などというのはわかると思うのですが、私の記憶でも戸籍の関係で懲戒処分をたしか受けていたのではないかなというふうに思うのですが、また逆にこれ処分を受けていない職員もいらっしゃると思うのですが、この点どういうふうに考慮されたのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回の選任に当たり、副町長に関しては欠格事項が自治法でも定められています。これに該当する事由はないというふうな判断を確認しております。その上でこの職に最も適した人を選任するという考え方に立っておりますので、ご理解を賜

りたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 私からちょっと質問させていただきます。

人選に入る前に、まず先になぜ副町長を置かなければならないのか。私も一般質問もしましたけれども、町民に私たちがはっきりと伝えやすい言葉、わかりやすい言葉で町長からやはり言ってもらわなければ町民は納得しないところがございます。というのは、やはり今まで10年間職員が鋭意知恵を絞りながら頑張ってきた。それは、皆さん評価しているところです、町民の皆さんが。それが何で今現町長の3年目に入る前に副町長を置かなければならないのか。そこには何が原因があって副町長を置くのか。やっぱり町民にはっきりとわかりやすい言葉で私は答えてもらいたいと思います。

それと、これは町長が選挙公約としてうたっていましたか、副町長設置という。私は、聞いた覚えはありません。というのは、こういうことを言ったら申しわけありませんが、一方の候補は副町長を設置するという明言をしながら回って歩きました。そして、町民とも会話の中、ある会館でそういう町民との懇談会をした席です。新人議員が出られます総責任者の方からあなたは何で副町長を置くのですかと、副町長を置いたら私たちはあなたを推薦しませんと、そうはっきり私も聞いております。その席には私も同席してそういう懇談会を開いていましたから、そういうような結果で破れたとは言いません。それはいろいろとあったかもしれませんが、そういう言葉を町長は町民に訴えていましたか。訴えてもないのに、ここで副町長を設置するというのは町民に対して何か気持ちはありませんか。そこをもうちょっと考えてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、副町長という立場については地方自治制度の中で町長を補佐する行政の補助機関としてその最高の位置に位置づくものであって、これは原則として置くというのがこの制度の基本にあるというふうに考えています。これまで全道でも副町長を置かない、要するに財政が大変厳しい状況の中で置かなかったところがたくさんあったかと思います。本町もその中の一つですし、管内にもそういうところがありました。ただ、一定の財政的な行政財政改革を進めていく中で、今本町を含めて町村ではほぼ2つだけ、道内では。置いていないところはそんな状況になってきているのではないかというふうに思います。だからということではありませんけれども、地方自治を正常に機能させていくためにはやはり制度にあるとおり副町長を置いていくということが大原則ではないかということがあります。さらに、本町の状況について言えば、これまでは本当に財政再建ということを主に一貫して取り組んできたところでありましてけれども、これからということを考えていくときには自治、そしてまちづくり、地域振興と、こういうことに積極的に取り組んでいくためには組織としてこれを統括する副町長を置いて、しっかり体制を整えていくということが必要であるというふうな考え方に立っているものであります。

選挙期間中においてこの問題について言及は特に公約として掲げるというようなことで

はありませんけれども、そもそもがこれは、今申し上げたとおり、置くことが原則というものであって、今選挙期間中の町民からの声もありましたけれども、私は逆に早く副町長を置いて、町長としてしっかり仕事ができる体制をとるべきだというお声を多くいただいていたかなというふうに思っております。そういうことで今回提案をさせていただいておりますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長の答弁はわかりますけれども、それで置かない自治体もあります。そして、この中頓別町は10年前から本当に人口が、幾ら減ってきましたか。そして、今現状を見ますと職員も大変です。その中でやりくりするということは本当に大変なのです。そこで課長職を、またそのこのポストをあけて、その方を副町長に設置する。それが果たして本当に職員に対していいのか。もうちょっと町長は真剣に町民の声、町民のことを考え、やはり私は設置について、もうちょっと真剣に捉えてもらいたかったなと思います。

それと、副町長を設置した場合、どのような業務をするのか。副町長の業務というのは本当に何なのかなど。そこら辺ももうちょっとお教えてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 一般質問の際も同様なやりとりがあったかもしれませんが、私は町民のことも、それから職員のこともこの町の将来のことも思うがゆえに今こういう体制をつくる必要があるのだという……置く、置かないに関しては見解の違いはあるかもしれませんが、そこをぜひ本当にご理解をいただきたいというふうに思っています。基本的に副市町村長の職務権限については、1つは長を補佐する、町長を補佐するという。それと、長の補助機関たる職員の担任する事務を管理、監督すると。そして、長が不在の場合についてはその代理をする。あと、長の委任を受けて一部の事務を執行するというような、そういう権能があるというふうにされております。その中でも特にやはり補助機関たる職員を統括する、そういう役割は非常に大きく、今必要なのではないかとこのように思っているところです。

（「議長、ちょっと休憩してくれませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

質疑を続けます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、副町長の選任に関連してということで、再度1点だけ

お伺いしたいと思うのですけれども、副町長設置、選任という手段が一つの手段としてこれは理解できるところではあるのですけれども、この副町長の年報酬が約800万円というような、そういう金額になるということであれば、副町長を置くということも考えられるけれども、また違ったところで、例えば再任用での職員2人から3人ぐらい雇用できる金額ではないかなというふうに思います。この点これまでも何名も退職されていますけれども、退職する職員に対して再任用の希望というものはとっておられるのか再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 再任用の意向については、意向を確認した上で今の現状では応募者がいなかったということであります。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。討論は、反対の意見の方からお願いします。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） いろいろお伺いをしましたけれども、中頓別町は日本ワーストクラスの平均年収の町であります。公債比率等の数値は改善をされてきておりますけれども、経済的に貧しい町であるということに変わりはありません。財政的には少し余裕が出てきたという認識があるのかもしれないのですけれども、やはり経済が疲弊をし切っている状況では裕福な自治体のまねはできないと。そういった最低限のプライドもなければこの町は再度破滅の道をたどることになると思います。副町長を置かないという中頓別プライドを貫いていただきたいと。私は、副町長の選任には同意できません。

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成の方の意見を求めます。西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 今の現町長は行政職の知識が豊富であり、行政執行においては今までそれほど渋滞はなかったかと思っておりますけれども、やはり仮に私のような民間の者が町長になったりした場合、副町長がいなければ行政を仕切ることが非常に大変ではないかなと思っています。いろんな方面から、どこにでも、要するに農協の組合長がいて、参事がいるように、例えば町長が外に出て、いろんなことで仕事があるといった場合にやっぱり留守番で一生懸命庁内をきちんと仕切ってくれると、そういう人がいないとなかなか安心して外で活躍する場がないのではないかなと思います。副町長は当然いて当たり前の話であって、なぜ今まで町長が副町長を置かなかったのか、その辺が逆に理解できないぐらい大変ではないかなと私は思っています。

以上です。

○議長（村山義明君） 次に、反対の方の意見を求めます。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 副町長設置よりも今はこの候補者がいいか悪いかの判断ですよ

ね、今回は、私は、町民の目線から申し上げまして、この人材にはというのは、ちょっと町民からの声です。これは、前々から一般質問とかいろんな場所で町長にも、現町長、前町長にも私たちは声を大きくして訴えておりました。そういった意味、ここでまたもう一度同じようなことは言いませんけれども、町民の目線に立って役場職員たるものはやはり皆さんのためにやってもらいたい。そういうことをあわせて、一番言いたいのは夫婦共稼ぎということで、確かにこれは権利ですけれども、果たしてそれでいいのか。やっぱりこういう小さい町のことを考えれば、もう少し考えてもらいたいということを申し上げまして、私はこの人事案件には反対でございます。

○議長（村山義明君） 次に、賛成の方の意見を求めます。

細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 私は、原案に賛成いたします。私は、中頓別町の町議会議員の一員でもあり、建設会社の取締役でもあります。今まで行政の仕事で一番大変困っていたことは町長が不在のため決裁ができず、工事の入札案内、工事の入札がおくることが多々ありました。私は、町長には早期発注を望んでいるのです。今後副町長を置くことにより地方自治法の副町長の職務権限により副町長が町長の職務も代行できるのであればこの現象は私は解消できると思うし、町行政全体の仕事が副町長を置くことによってスムーズに進むのではないかと私は思います。また、町長は中頓別町のトップです。会社でいえば社長です。副町長を置いて、町長には役場にいらなくていいから、いろいろなところを回って、出向いて、私は中頓別町をアピールして、中頓別町を元気にしてほしい。これは私の気持ちです。最後に、私は人口減少問題とか財政問題などいろいろな行政課題がありますが、今後町長、副町長、教育長、特別職3人ががっちり肩を組んで頑張りたいと思いますので、この原案については賛成いたします。

○議長（村山義明君） 次に、反対意見を求めます。

佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 私は、この人選については反対です。それはなぜかという、遠藤さんが悪いとか、そういうことではなくて、役場から出すというのではなく、民間の方でも副町長にふさわしい人は私はおられると思います。なので、民間の方とか、教育長も別のところから来られたと思うのですけれども、また別のところから呼んで町政を進めていくという方法もあるのではないかと考えています。本当に町長と意見が違うというか、反対ではなくて、また意見の違う考え方を持っておられる方が副町長にぜひついていただいて、町政をよくしていただきたいという思いがありますので、この選任については私は反対いたします。

○議長（村山義明君） 次に、賛成の方の意見を求めます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、反対の方の意見を求めます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 賛成の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。座っていいです。

よって、同意第2号 副町長の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定について、山内産業建設課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） それでは、説明させていただきます。

議案第1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定について。

中頓別町空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

5ページをお開きください。制定の要旨でございますが、近年地域における人口減少や既存住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴って空き家等が全国的に年々増加して、大きな社会問題となっております。空き家等には、適切に維持管理がされず、さまざまな問題を引き起こして、地域住民に与える影響も大きいことから、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に制定し、市町村が空き家対策に取り組むための法的根拠を整理いたしました。市町村は必要に応じて空家等対策計画を策定し、地域内の空き家等に対する行政としての基本姿勢を住民に対して示し、空き

家等の対策をより計画的に進めるため、この条例を制定するものです。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、お諮りします。ただいまの議題となりました議案第1号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時16分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第1号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第1号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定の件、いきいきふるさと常任委員会委員長報告を議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） いきいきふるさと常任委員会審査報告は、報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成29年3月8日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第1号、議案名、中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

以上であります。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町空家等の適正管理に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第25号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第18号 平成29年度中頓別町一般会計予算、日程第5、議案第19号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第6、議案第20号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第7、議案第21号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第8、議案第22号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第9、議案第23号 平成29年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第10、議案第24号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第11、議案第25号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第18号 平成29年度中頓別町一般会計予算から議案第25号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算まで、8件の新年度予算案につきまして概括的にご説明を申し上げます。

平成29年度中頓別町各会計予算でありますけれども、一般会計におきましては前年比1%増の33億7,905万3,000円、ほか7会計を合計いたしますと46億7,2

17万9,000円で、前年比6,417万3,000円、1.4%の減で予算案を策定をいたしております。いずれの会計につきましても収支の均衡をとった予算として提案をさせていただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第18号から第25号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。なお、当該委員会には、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から第25号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第18号から第25号までの8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から第25号までの8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会設置のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時32分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とするこ

とに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時32分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員